

災害時における 民間賃貸住宅提供のお願い

災害時に
皆様のご協力を!!

会員の皆様へ

(社)千葉県宅地建物取引業協会

平成18年5月25日、当協会は千葉県と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結しました。

この協定は、大規模な災害発生時に住宅を失った被災者に対し、協会員の協力により民間の賃貸住宅の提供等を行い、被災者の生活再建を支援するというものです。

本業務は、われわれ住まいの専門家である宅建業者にしかなできない貴重な社会貢献事業です。是非とも本趣旨をご理解の上、家主の方へも本書によりご説明いただき、災害時における本業務の推進にご協力くださるようお願いいたします。

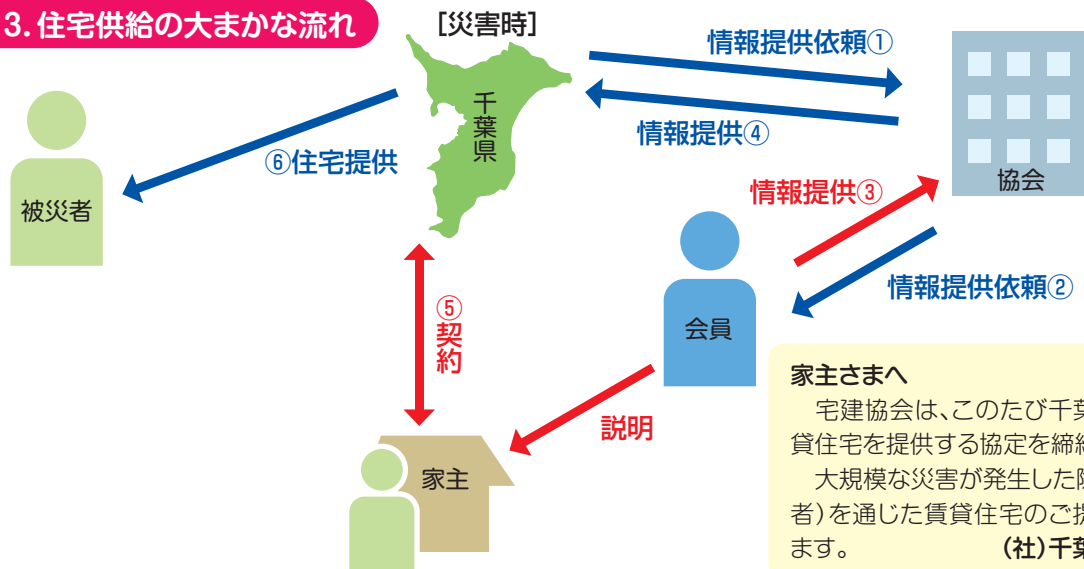
1. 協定の主な内容

- ①千葉県は災害救助法適用時に、公的一時提供住宅や応急仮設住宅が十分確保できない場合、千葉県宅建協会に対し一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報や住宅の提供について協力を要請します。
- ②千葉県宅建協会は、千葉県からの要請に基づき、協会員が有する応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅情報の提供等を行います。

2. 借上げの条件

- ①千葉県が契約当事者(借主)として、家主と賃貸借契約を締結し、協会員がその契約の代行を行います。代行に係る費用は、月額賃料の0.5月分(消費税相当額は別途)です。
- ②賃貸借契約は2年の定期借家契約とします。
- ③賃料は千葉県が負担し、上限を10万円とします。
- ④敷金(保証金を含む)及び礼金は、千葉県及び入居者は負担しません。
- ⑤共益費・附属の施設の使用料・自治会費等は、入居者が負担します。
- ⑥修繕費は入居者の責めに帰すべきものを除き、原則家主の負担とします。
- ⑦住宅返還時の原状回復は、経年変化による自然劣化、損耗及び通常使用による損耗を除き、入居者の故意または重大な過失がある場合は入居者が負担しますが、入居者がやむを得ない事情により負担できない場合は千葉県が負担します。
- ⑧住宅の基準は、1戸あたりおおむね19㎡以上80㎡以下(共同住宅ではバルコニー・共用部分を除く)の範囲内とします。

3. 住宅供給の大まかな流れ



家主さまへ

宅建協会は、このたび千葉県と災害時における賃貸住宅を提供する協定を締結しました。

大規模な災害が発生した際には、当協会員(宅建業者)を通じた賃貸住宅のご提供にご協力をお願いします。

(社)千葉県宅地建物取引業協会